

新潟市バイオリサーチセンター条例施行規則をここに公布する。

平成 17 年 3 月 18 日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第 114 号

新潟市バイオリサーチセンター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟市バイオリサーチセンター条例（平成 17 年新潟市条例第 13 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可申請等)

第 2 条 条例第 5 条前段の規定によりバイオセンターの利用の許可を受けようとする者は、別記様式第 1 号による利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項に規定する利用許可申請書の受付開始日は、利用開始日の 3 月前までとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

3 条例第 5 条後段の規定によりバイオセンターの利用の変更の許可を受けようとする者は、別記様式第 2 号による利用変更許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(許可書の交付)

第 3 条 指定管理者は、バイオセンターの利用を許可する場合は、別記様式第 3 号による利用許可書を交付する。

2 指定管理者は、施設の利用の変更を許可する場合は、別記様式第 4 号による利用変更許可書を交付する。

(許可書の提示)

第 4 条 バイオセンターの利用の許可（変更の許可を含む。）を受けた者は、バイオセンターの利用をしようとする場合は、その利用許可書（変更の許可を受けた者にあつては利用変更許可書）を指定管理者に提示しなければならない。

(利用取止めの申出)

第5条 利用者は、バイオセンターの利用を取り止めようとする場合は、別記様式第5号による利用取止申出書を指定管理者に提出しなければならない。

(使用料の納付期日の決定申請等)

第6条 条例第10条ただし書の規定により別に使用料の納付期日の決定を受けようとする者又は使用料を分割して納付しようとする者は、別記様式第6号による使用料納付期日決定申請書兼分割納付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により使用料納付決定申請書兼分割納付申請書が提出された場合において、特別の理由があると認めるときは、別記様式第7号による使用料納付期日決定通知書兼分割納付決定通知書により申請者に通知する。

(使用料の免除)

第7条 条例第11条に規定する規則で定める特別の理由があると認める場合とは、次の表の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより使用料を免除することができる。

特別の理由		免除する額
1	市が利用する場合	使用料の額に相当する額
2	市の研究開発助成金その他これに類するものを受けている者がその目的のために利用する場合	使用料の額の100分の50に相当する額
3	官公庁（市を除く。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める市立の学校以外の学校若しくはこれに準ずる学校が利用する場合	使用料の額の100分の30に相当する額
4	その他特に市長が必要と認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第 11 条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、別記様式第 8 号による使用料免除申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定により使用料免除申請書が提出された場合において、使用料の免除を決定したときは、別記様式第 9 号による使用料免除決定通知書により申請者に通知するものとする。ただし、第 1 項の表 4 の項の規定を適用しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（使用料の還付）

第 8 条 条例第 12 条ただし書に規定する特別の理由があると認める場合とは、次の表の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより、使用料を還付する。

還 付 す る 場 合		還付する額
1	利用者がその責めに帰すことができない理由によってバイオセンターの利用ができなかった場合	使用料の額に相当する額
2	利用者が利用開始日の 30 日前までに利用の取止めの申出をした場合	使用料の額に相当する額
3	市長が特別な理由があると認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第 12 条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、別記様式第 10 号による使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により使用料還付申請書が提出された場合において、使用料の還付を決定したときは、別記様式第 11 号による使用料還付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（届出）

第 9 条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに指定管理者にその旨を届け出なければならない。

（1） バイオセンターの施設、設備、資料、物品等を損傷し、汚損し、又は亡失した場合

(2) バイオセンターにおいて災害その他事故が発生した場合

(指定管理者の指定の申請)

第10条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式第12号による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第20条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 定款、寄付行為又はこれらに準ずるもの

(2) 役員名簿

(3) 経営状況に関する書類

(4) 納税を証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(使用料の徴収委託)

第11条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、指定管理者に使用料の徴収事務を委託すること（以下「徴収委託」という。）ができる。

(徴収事務委託証)

第12条 市長は、前条の規定により徴収委託をした者（以下「受託者」という。）に別記様式第13号による新潟市バイオリサーチセンター使用料徴収事務委託証（以下「委託証」という。）を交付する。

(徴収委託の告示及び公表)

第13条 市長は、第11条の規定により徴収委託した場合は、その旨を新潟市公告式条例（昭和25年新潟市条例第37号）第2条第2項に定める掲示場に掲示して告示し、かつ、市公報への登載その他の方法により公表しなければならない。

(領収証書の交付)

第14条 受託者は、徴収事務を受けた使用料を徴収した場合は、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。

(徴収した使用料の払込み)

第 15 条 受託者は、徴収した使用料を徴収した日の翌日（その日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日又は 12 月 31 日に当たるときは、これらの日の翌日）までに収入役又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

(徴収委託の解除)

第 16 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収委託を解除する。

- (1) 受託者が不正な行為をした場合
- (2) 受託者が市長又は収入役の指示に従わなかった場合
- (3) 受託者から徴収委託の解除の申出があった場合
- (4) その他市長が徴収委託をすることが不適當であると認めた場合

2 前項の規定により徴収委託を解除された者は、直ちに市長に委託証を返納しなければならない。

3 第 13 条の規定は、第 1 項の規定により徴収委託を解除した場合に準用する。

(その他)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条から第 16 条までの規定及び別記様式第 13 号の規定は、公布の日から施行する。